

九州共立大学

平成 28 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 29 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

九州共立大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、九州共立大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

建学の精神は「自律処行」として明文化されており、それに従って、大学の使命・目的及び学部・学科の教育目的も学則上に明記されている。また、「自律処行」の意味を「自らの良心に従い、事に処し善を行う」と具体化し、教育活動の根幹としている。

大学の個性・特色として、「職業人養成 教育大学」と簡潔に表現し、大学ホームページ、「学校法人福原学園第2次中期計画ガイドブック」及び「福原学園ファクトブック」等においても明示している。

平成26(2014)年から5か年間にわたる「第2次中期計画」の策定に教職員が関与・参画するとともに、全学的にビジョンを共有するために教職員に対する説明会などを開催するなど、その実現に全学的に取り組んでいる。

「基準2. 学修と教授」について

アドミッションポリシーは学部、学科ごとに策定され、大学案内や入学試験要項、ホームページ等に明示されている。定員に関しては、大学全体としては概ね確保されている。各学部・学科の教育課程編成方針を適切に設定し、体系的な教育課程が編成されている。学修支援サービスの実施と学修意欲向上を目的とした「学習支援センター」を設置し、学修支援を組織的に実施する体制が構築されている。就職支援課において、個別指導、内定者との座談会を実施するとともに、卒業後においても卒業生に対して就職支援するなど、多様な就職支援プログラムを整備している。

教育目的の達成状況の点検・把握のために、「授業評価アンケート」を実施し、集計結果を学生に公開し、教員に配付している。経済的支援に関しては、大学独自の給付型の「頑張る学生を応援する奨学制度」の他、多様な奨学金制度が充実している。大学の校地と校舎はともに設置基準上必要な面積を大幅に上回り、校地、校舎、附属図書館、スポーツ（体育）関連施設、情報処理施設などが適切に配置され、教育環境は整備されている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

寄附行為において、大学の設置運営に関する法令遵守を定め、経営の規律と誠実性を維持している。また、「第2次中期計画」に基づいて大学の使命・目的を実現するために継続的な努力を行っている。理事会、評議員会、常務理事会の他、理事長の諮問機関として経営戦略会議を設置する等、意思決定を戦略的に実施する体制を適切に整備している。

学長がリーダーシップを発揮する体制強化のため、従来の教授会を改め、五つの委員会をそれぞれ教授会と位置付け、体制を整備している。管理部門と教学部門の意思疎通の点

において、教学運営懇談会が設置され、大学の意思が反映される体制が整えられている。

職員の資質・能力の向上については、上司と部下によるフィードバック面談を行っているほか、各種研修も充実しており、体制が整備されている。

平成 23(2011)年度にはわずかの収入超過であった大学の経常収支差額が、平成 27(2015)年度に至るまで順調に回復し、収支バランスの改善に成功している。会計については、学校法人会計基準及び「福原学園経理規則」等に基づき、適正に処理が行われている。

「基準 4. 自己点検・評価」について

大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価を行い、教育研究水準の向上を図っている。自己点検・評価に関する報告書を平成 21(2009)年度以降、定期的に作成している。この他にも事業報告書、事業計画書及び法人事務局により「福原学園ファクトブック」を毎年作成し、自己点検・評価の取組みにつなげている。

「IR 推進タスクフォース」を設置し、推進スタッフとして事務局の各所属から担当者を 1 人ずつ選出し、調査・データの収集と分析を行っている。

自己点検・評価については、「自己点検・評価委員会」が、自己点検・評価に関する報告書を作成することによって結果の公表を行い、PDCA サイクルを稼働させて、授業改善や各種自己改革に役立てている。

総じて、大学は平成 27(2015)年に創立 50 周年を迎えたが、この 50 年の間、「自律処行」を建学の精神として、時代の変化や社会のニーズに柔軟に対応しながら、学部学科の開設や廃止をはじめとするさまざまな改革を行い、地域社会からの要請に応じた有為な人材の養成・輩出に努めている。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.社会連携・社会貢献」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

建学の精神は「自律処行」として明文化されており、それに従って、大学の使命・目的及び学部・学科の教育目的は学則上に明記されている。

また、「自律処行」の意味を「自らの良心に従い、事に処し善を行う」と具体化し、「九州共立大学学則」第1条にもこのことを簡潔な文章で明確化し、教育活動の根幹としている。

大学は平成27(2015)年に創立50周年を迎えたが、この50年の間、時代の変化や社会のニーズに柔軟に対応しながら、学部学科の開設や廃止をはじめとするさまざまな改革を行い、地域社会からの要請に応じた有為な人材の養成・輩出に努めている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

建学の精神に基づいて、「社会に適応できる自立した職業人を養成すること」を大学の個性・特色として、「職業人養成 教育大学」と簡潔に表現し、大学ホームページ、「学校法人福原学園第2次中期計画ガイドブック」及び「福原学園ファクトブック」等においても明示している。

使命・目的及び教育目的は、法令に適合している。また、経済学部においてコースを改編し、専門知識や技能を習得させる学部へ再編、スポーツ学部においてコースの名称変更を実施し、より専門的な資格取得を目的とした四つのコースを再編するなど、社会情勢に対応し見直しを行っている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

平成26(2014)年から5か年間にわたる「第2次中期計画」の策定に教職員が関与・参画するとともに、全学的にビジョンを共有するために教職員に対する説明会などを開催するなど、その実現に全学的に取り組んでいる。

大学の使命・目的等を、大学のホームページ等に明示し、学内外に周知している。

大学の使命・目的及び教育目的を体系的に整理し、三つの方針（ディプロマポリシー、

カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー) に反映している。

使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織を整備するとともに、同じ法人が設置している九州女子大学・九州女子短期大学と共同して教育に取り組むために、共通の附属施設として、「情報処理教育研究センター」「生涯学習研究センター」等を設置している。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーは学部、学科ごとに策定され、大学案内や入学試験要項、さらに大学ホームページ等に明示され、入学希望者に対する周知は適正に実施されている。

入学者の受入れはその方針にのっとり適正に行われており、入試問題は大学が自ら作成するなど、適正な方法・工夫により実施されている。定員に関しては、収容定員を下回っている学科はあるものの、大学全体としては概ね確保されている。

【参考意見】

○経済学部経済・経営学科は、収容定員未充足が続いているので、定員確保の一層の努力が望まれる。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

教育目的の達成を目指すディプロマポリシーに基づき、「自律・自立できる社会人の養成科目」など四つの基本方針に従ってカリキュラムポリシーを設定するとともに、各学部・

学科の教育課程編成方針を適切に設定し、体系的な教育課程が編成されている。これらはカリキュラムマップやカリキュラムツリーとして明示され、学生の系統的学修を可能にしている。シラバスは、オンライン上に整備され、学生への便宜が有効に図られている。

教授方法等は、大学の「ファカルティ・ディベロップメント委員会」などを通じて改善されており、建学の精神並びに教育理念に立脚した教育の質的向上が、組織的研修や研究の取組みにより進められている。加えてこれらは「FDハンドブック」としてまとめられ、全学的な情報の共有化が図られている。

学年・学期ごとの履修登録単位数の上限など履修上の注意点を明確に示し、単位制度の実質を保つための工夫が適正に行われている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

学修支援サービスの実施と学修意欲向上を目的とした「学習支援センター」を設置し、教職員協働のもと学修支援を組織的に実施する体制が構築されている。またオフィスアワーを全学的に実施することはもとより、「やる気支援」や「キャンパスマイレージ制度」などを展開することで、学生の学修支援体制の向上が図られている。

「特別教育研究制度」の活用や「サポート学生制度」の導入、あるいは授業出席管理補助の学生アルバイト等などの工夫により、授業支援の体制は整えられている。

退学者等への対応では、教職員協働による組織的な取組みが体系的に行われている。特に学務情報システムや出席管理システムが有効に活用されており、退学者は近年減少傾向にある。さらに「授業評価アンケート」や「ミニアンケート」の実施により、学生の意見をくみ上げる仕組みを適切に整備し、学修及び授業支援の体制改善が図られている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

経済学部、スポーツ学部ともに、単位の計算基準、単位の認定及び進級・卒業認定の基準を明確に規定し、シラバスに示す成績評価基準に基づき単位認定を行っている。また、履修登録単位数の上限を設定し、単位制度の実質を保つための工夫が行われている。これらの要件・条件については、履修指導や「履修ガイド」などを通じて学生に対して丁寧に

説明されている。

進級・卒業要件の査定は、教務課が資料を作成し、各学部の教務委員会において精査された後に、各学部の「教育運営委員会」及び「評議会」にて審議され、厳正に実施されている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

平成 22(2010)年度に「総合教養教育センター」を「共通教育センター」に改組し、教養教育（共通）科目と専門教育科目を系統的・総合的に学ぶ体制を整備するとともに、平成 27(2015)年度より「職業とコミュニケーション」「ワークショップ」など資格取得を目的とした科目を充実させ、学生の就業力向上を支援している。

就職支援課において、個別指導（個人面談、窓口相談、キャリアカウンセリングなど）、内定者との座談会、学内合同セミナー、個別会社説明会を実施するとともに、卒業後においても未就職や離職した卒業生に対して就職支援をするなど、多様な就職支援プログラムを整備している。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

教育目的の達成状況の点検・把握のために、毎学期、全教員・全科目に対する「授業評価アンケート」を実施し、集計結果を学生に公開し、教員に配付するとともに、兼任を含む全教員には「授業改善報告書」の提出を義務化している。さらに平成 25(2013)年度から「授業評価アンケート」の改善のために「ミニアンケート」を実施している。

全専任教員による「授業参観」の実施と「授業参観報告書」の提出、「FD ハンドブック」の刊行により、教育内容・方法の改善を進めている。

クラス担任制を導入して、入学から卒業まで履修・生活指導を実施する体制を整備するとともに、学生情報を電子化し全学的な学修状況と指導状況の把握に努めている。「学生生活実態調査アンケート」「九州共立大学卒業生に関するアンケート」「キャリアアプローチ」などにより学生の意識調査を実施し、学生サービスの向上、キャリア支援に活用している。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生支援部長を長とする学生支援委員会が学生の生活指導と福利厚生に関する方針と施策を審議し、学生支援部が関係部局と連携しながら「ポータルサイト」を利用して学生のニーズに対応した各種学生支援業務を行っている。

経済的支援に関しては、大学独自の給付型の「頑張る学生を応援する奨学制度」の他、多様な奨学金制度が充実している。課外活動・社会貢献活動を積極的に支援し、「学友会」のもとにクラブ・サークル活動が活性化されており、課外活動加入率も高い。学生の健康・心的支援は「保健センター」及び同センター内の「カウンセリングルーム」において行われ、受動喫煙防止についても積極的に取り組んでいる。

学生生活全般に関する学生の意見や要望は、「学生生活実態調査アンケート」「提案箱」「キャンパスミーティング」などを通じてくみ上げ、それらを学生支援委員会などで分析・検討し、生活環境の改善に活用している。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

大学設置基準上必要な教員数が確保され、適切に配置されている。教員の採用・昇任に関しては、規則が整備され、適切に運用されている。専任教員の授業時間数に関しては、規則に基づき専任教員一人当たりの責任授業時間を定め、両学部いずれにおいても専任教員の授業時間配分は適切に運用されている。

教員評価に関しては、規則に基づき3項目にわたり実施し、その結果を処遇に結びつけるとともに、「最優秀教員」「ベストティーチャー」を表彰し、教員の研究教育力の向上や組織の活性化に役立てている。教員の資質向上・能力開発のために、全教員参加の「FD・SD 研修会」の実施、講習会、学生による授業評価など積極的に取り組んでいる。

教養教育改革に関しては、「共通教育センター」を中心として全学的に取り組み、併設校である九州女子大学との教養教育の共通化、教務事務の連携・調整、人材交流について検討

を進めている。

2-9 教育環境の整備

- 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理
- 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

大学の校地と校舎はともに設置基準上必要な面積を大幅に上回り、校地、校舎、附属図書館、スポーツ（体育）関連施設、情報処理施設などが適切に配置され、教育環境は整備されている。

法人全体の教育研究環境の整備に関しては、「第 2 次中期財政計画」に基づいて進められている。大学においては施設のバリアフリー化を進め、附属図書館の耐震補強工事を平成 26(2014)年度に実施している。その他の耐震補強工事が必要な個所については、計画に沿って順次対応する予定である。

授業における学生数の適切な管理に関しては、総合共通科目については「クラスサイズの基本方針」に基づきクラスサイズの適正化を進め、専門科目の多人数科目についても時間割調整によりクラスサイズの適正化を進めるとともに、小テストなどにより教育効果の維持に努めている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

寄附行為において、大学の設置運営に関する法令遵守を定め、経営の規律と誠実性を維

持っている。また、「第2次中期計画」に基づいて大学の使命・目的を実現するために継続的な努力を行っている。

これらの諸規則は、学校教育法や私立学校法、大学設置基準等に基づいて制定されており、法令遵守が徹底され、法人内ホームページ上に「学校法人福原学園例規集」を掲載して、教職員が閲覧できるように整備されている。

環境保全に関しては、安全衛生管理規程に基づき衛生委員会を組織し、学内外に対する危機管理の体制を整備し、実践的な活動をしている。法人横断的に人権問題の啓発にも取り組み、年1回人権・同和教育研修会を開催している。また、ハラスメント防止委員会の設置やハラスメント防止に関する規則を作成し、法人全体で組織的に対応している。

教育情報・財務情報は、大学ホームページ「情報開示」にて詳しく公表し、「福原学園ファクトブック」にも掲載し、情報の共有化を図っている。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

法人は、理事会、評議員会、常務理事会の他、理事長の諮問機関として経営戦略会議を設置する等、意思決定を戦略的に実施する体制を整備し、適切に機能させ重要事項の審議と決定を行っている。

理事会は寄附行為及び寄附行為施行細則に基づき、適切に理事及び監事を選任している。平成27(2015)年度の理事会は適時開催され適切に機能している。

また、理事の出席状況について、欠席者の意思表示書も漏れなく提出されており出席状況も良好である。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

学長がリーダーシップを発揮できる体制を強化するため、従来の教授会を改め、「教育運営委員会」など五つの委員会をそれぞれ教授会と位置付け、体制を整備している。加えて学長のガバナンスに関する学校教育法第93条第2項第3号に基づいて、「教育運営委員会」における審議事項については、「学長裁定」として大学ホームページ上に公表している。

学長を補佐する体制の強化について、副学長の職務の拡充に関する規則を一部改正し体

制を整備するほか、大学経営の根幹をなす事項の審議機関である「評議会」や「経営協議会」において学長が議長を務めており、その責任と権限のもとでリーダーシップを発揮している。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

管理部門と教学部門の意思疎通の点において、理事、学部長、法人事務局長、大学事務局長等で構成される教学運営懇談会が設置され、大学の意思が反映される体制が整えられている。また、理事会等法人における審議事項や協議事項は、法人内ホームページ上で教職員に公開され透明性を確保している。加えて年 1 回、「福原学園総会」を開催し、理事長が経営方針について説明を行い、教職員へ周知されている。

監事の選任は、寄附行為に基づき、理事会で選出された候補者が適切に選任され、理事会への出席率も良好であり、法人業務や財産状況について監査報告書を作成し、意見を述べている。評議員の選任及び評議員会の運営については寄附行為に基づき、適切に実施されており、評議員会への出席率も高く良好である。

教職員から徴収された意見等の反映については、各種委員会を經由して「評議会」で審議されており、運営の改善に生かされている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

大学の事務組織は、教学についての重要事項の審議機関である「評議会」に事務部門の管理職が構成員として加わるなど事務組織と教学組織の協働体制が整備され、その機能性を高めることに加え、法人及び大学それぞれの組織規則により、必要な職員の確保と適切な配置がなされ、相互に連携・協力を図る事務体制が構築されている。

職員の資質・能力の向上については、毎年4月の人事評価結果に基づき、上司と部下によるフィードバック面談を行い、部下の資質・能力及び上司の部下育成能力の向上の機会を設けるほか、各種研修も充実しており、体制が整備されている。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

第1次及び第2次と2回に及ぶ中期財政計画の策定の経験により、法人及び大学において、教学改革を中心とする中期事業計画と中期財政計画とを両輪として策定し実行するという財政運営スタイルの確立につなげ、適切に運営されている。

大学教職員の組織的努力によって、平成23(2011)年度にはわずかの収入超過であった大学の経常収支差額が、平成27(2015)年度に至るまで順調に回復し、収支バランスの改善に成功している。人件費比率、教育研究経費比率、管理経費比率のいずれもバランスがとれる方向への取組みが行われており、財務状況の改善が進捗している。

また法人全体においても、経常収支差額がこの5か年で、支出超過から収入超過に転じており、安定した財政基盤が確保されつつある。

外部資金の獲得については、積極的な申請活動を行うなどさまざまな取組みが行われている。科学研究費助成事業においては、申請者数の増加とともに、採択者の増という成果を挙げている。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計については、学校法人会計基準及び「福原学園経理規則」「福原学園経理規則施行規程」に基づき、適正に処理が行われている。

また、補正予算についても経理規則にのっとり、当初予算同様の手順・要領により適正に編成が行われている。

会計監査については、監査法人による外部監査を実施し、監事による監査では監査法人の監査方針・実施結果等を協議し、監査機能の充実・強化を図っている。また、内部監査については、監査室を設置し「内部監査規程」に基づき厳正に実施している。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価を行い、教育研究水準の向上を図っている。平成 13(2001)年度の自己点検・評価に関する報告書の作成以降、組織的に自己点検・評価に取り組んでいる。「九州共立大学自己点検・評価実施規程」に定めるとおり、建学の精神に基づき、大学教学運営を含むあらゆる業務の点検と評価を行う恒常的な実施体制を整え、「自己点検・評価委員会」において、適切に自己点検・評価を実施している。

自己点検・評価に関する報告書を平成 21(2009)年度以降、定期的に作成している。この他にも事業報告書、事業計画書及び法人事務局により「福原学園ファクトブック」を毎年作成し、自己点検・評価の取組みにつなげている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

毎年作成される「福原学園ファクトブック」を教職員に配付し、集積されたデータをエビデンスとして活用している。また、各種学内調査・アンケートの実施により、十分な調査・データの収集と分析を行い、情報として共有するとともに、問題点や課題等が顕在化されることで、自己点検・評価の際の基礎資料として活用している。

「IR 推進タスクフォース」を設置し、推進スタッフとして事務局の各所属から担当者を 1 人ずつ選出し、調査・データの収集と分析を行っている。

自己点検・評価に関する報告書、事業計画書、事業報告書については、大学ホームページで公開するとともに、「九州共立大学事業計画アクションプラン」及び「九州共立大学事業計画アクションプラン実績報告一覧表」については、教職員が法人内ホームページで閲覧できるようにし、情報を共有している。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価については、「自己点検・評価委員会」が、自己点検・評価に関する報告書を作成することによって結果の公表を行い、PDCA サイクルを稼働させて、授業改善や各種自己改革に役立てている。

各種学内調査・アンケートの実施及び「福原学園ファクトブック」「九州共立大学事業計画アクションプラン」等の作成・周知によって、全教職員が自己点検・評価に関与する仕組みが構築されており、機能的で効率的な大学運営が確立されている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会連携・社会貢献

A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

- A-1-① 大学施設の開放等、物的資源の提供
- A-1-② 生涯学習の機会提供
- A-1-③ 地域と連携した支援活動
- A-1-④ 地域社会との協力関係
- A-1-⑤ 地域行政等への助言・協力

A-2 学外の教育研究機関及び企業・団体との協力関係

- A-2-① 学外の教育研究機関との協力関係
- A-2-② 企業・団体との協力関係

【概評】

大学所有のスポーツ関連施設は、地域社会・外部団体に対して積極的に解放されており、地域のスポーツ振興に貢献している。また平成 27(2015)年度に設置された地域連携推進室により、地域との連携活動に関する情報が一元的に把握・管理されており、大学全体としての地域とのつながりが深まっている。

「生涯学習研究センター」も開設され、地域への事業（公開講座など）の提供によって、

九州共立大学

地域住民の多様な学習の機会を可能にしている。教員は地方公共団体の専門委員の委嘱を受けるなど、公共政策に対して専門的視点からの助言と協力を行っている。学生も積極的にボランティア活動に参加しており、今後は地域ニーズとのマッチングを効率的に行うことにより、より多くの学生が参加可能な体制の整備を計画している。

大学は、関門地区 5 大学が連携する「大学コンソーシアム関門」に参加しており、単位互換協定による共同教養教育プログラムなど、総合大学と同等の幅広い教養教育を提供している。また北九州地域の 7 大学と連携し、「まちなか ESD センター」における「文部科学省大学間連携共同教育推進事業」に参加しており、連携大学間の単位互換協定を結ぶことで共同授業の受講を可能にしている。

この他に福原学園設置 3 大学の連携や、文部科学省の補助事業「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」への参画など、その取組みは積極的であり高く評価できる。加えて企業・団体とは、地域連携推進室を中心に地域の商工会や各種団体との連携協定を結び、共同研究や受託研究を実施している。これらの取組みによる地域・企業等への貢献は、双方の協力関係のより一層の深化に結びつくと期待される。

